

高知くらしの護身術

292

携帯端末の分割払い

滞ると契約に影響も

(2013年7月23日掲載原稿)

スマートフォンが普及する一方で、若者を中心に携帯電話代の滞納が急増しています。

一般的にスマートフォンは、端末自体が従来の携帯電話より高額なものが多く、スマートフォンに買い替える際、負担感の少ない分割払いで購入する人が増えています。

端末代金は毎月の通信料と一緒に携帯電話会社から請求されます。しかし、利用者の中には、月々の請求に端末代金の分割払いが含まれていると、認識していない方もいるようです。

もし、分割払いが滞ると、その情報は指定信用情報機関に記録されます。3カ月以上支払いが滞った場合は、すべての支払いを終えた後も、5年間は指定信用情報機関のデータベースに登録されてしまいます。

登録された情報は、他のクレジット会社にも利用されるため、新たにクレジットカードや各種ローンを申し込んだときに、審査が通らなくなるなど、その後のクレジット契約の利用に影響を及ぼす恐れがあります。

最近では、子どもに携帯電話を持たせる家庭も増えています。子どもの名義で分割払い契約を申し込み、保護者が支払うケースも多いのですが、支払いが滞ると、指定信用情報機関には名義人である子どもの滞納として登録され、子どもの信用情報を傷つけてしまいます。

うっかり分割払金を滞納してしまわないためにも、携帯電話を購入するには、契約内容や支払い方法をよく確認し、理解した上で契約するようにしましょう。